

議案第42号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第46条第2項ただし書中「1箇所」を「1か所」に改め、同項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第50条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小規模保育事業所等における保育士等の配置の基準に係る規定を改める必要がある。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 小規模保育事業所A型において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>3～5 略</p> <p>(職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 小規模保育事業所B型において、保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 小規模保育事業所A型において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)</p> <p>3～5 略</p> <p>(職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 小規模保育事業所B型において、保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

3及び4 略

(職員)

第46条 略

2 保育所型事業所内保育事業所において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1か所につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

3及び4 略

(職員)

第50条 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

3及び4 略

(職員)

第46条 略

2 保育所型事業所内保育事業所において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1箇所につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

3及び4 略

(職員)

第50条 略

2 小規模型事業所内保育事業所において、保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3及び4 略

2 小規模型事業所内保育事業所において、保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）

3及び4 略